

おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業

実施方針（案）

令和 7 年 1 月

大河原町

目 次

第 1 章 特定事業の選定に関する事項	1
第 1 節 事業内容に関する事項	1
1. 事業名称	1
2. 事業の対象となる施設等	1
3. 公共施設等の管理者等の名称	2
4. 本事業の目的	2
5. 本施設等の基本コンセプト、本施設の整備及び本施設等の運営における基本方針等	3
6. 本事業の概要	4
7. 本事業の対象範囲	4
8. 付帯事業について	6
9. 施設の利用形態の考え方	6
10. 事業者の収入等	6
11. 使用料等の負担	7
12. 光熱水費の負担	7
13. 減免措置	7
14. 費用負担に関する基本的な考え方	7
15. 事業スケジュール（予定）	9
16. 遵守すべき法制度等	9
第 2 節 特定事業の選定及び公表に関する事項	10
1. 基本的考え方	10
2. 評価方法	10
3. 選定結果の公表	10
第 2 章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	11
第 1 節 募集及び選定方法	11
第 2 節 募集及び選定の手順	11
1. 募集及び選定スケジュール	11
2. 事業者の募集手続等	12
3. 優先交渉権者及び次点候補者の決定並びに審査結果の公表	15
4. 優先交渉権者を決定しない場合	15
5. 本事業の実施に関する協定等	15
第 3 節 応募者の備えるべき参加資格要件	16
1. 応募者の構成等	16
2. 業務実施企業の参加資格要件	16

3. 応募者及び協力企業の制限	18
4. SPC の設立等	19
5. 参加資格要件の確認基準日	20
6. 応募者の変更	20
第4節 提案書類の取扱い	20
1. 著作権	20
2. 特許権等	20
第5節 審査及び選定に関する事項	20
1. 提案等の審査	20
2. 審査委員会の設置	21
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	22
第1節 責任分担に関する基本的な考え方	22
第2節 予想されるリスクと責任分担	22
第3節 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	22
第4節 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	22
1. 提供されるサービスの水準	22
2. モニタリングの実施	22
3. モニタリングの時期	22
4. モニタリングの方法	22
5. モニタリングの結果	23
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	24
第1節 立地に関する事項	24
第2節 施設要件	26
第5章 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	27
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	28
第1節 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	28
第2節 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	28
第3節 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	28

第4節 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置	28
--	----

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	29
---	----

第1節 法制上の措置	29
------------------	----

第2節 税制上の措置	29
------------------	----

第3節 財政上及び金融上の支援	29
-----------------------	----

第8章 その他特定事業の実施に関する必要な事項	30
-------------------------------	----

第1節 本事業において使用する言語	30
-------------------------	----

第2節 議会の議決	30
-----------------	----

第3節 応募に伴う費用負担	30
---------------------	----

第4節 情報公開及び情報提供	30
----------------------	----

第5節 本事業に関する問合せ先	30
-----------------------	----

- 資料 1 リスク分担表
- 資料 2 事業予定地位置図
- 資料 3 事業区域図
- 資料 4 整備範囲図
- 資料 5 おおがわら千本桜スポーツパーク平面図

- 様式 1 事業者説明会及び現地説明会申込書
- 様式 2 実施方針等に関する質問及び意見書
- 様式 3 個別対話参加申込書及び個別対話の議題
- 様式 4 特定資料貸出申込書兼誓約書

第1章 特定事業の選定に関する事項

第1節 事業内容に関する事項

1. 事業名称

おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業

2. 事業の対象となる施設等

おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業（以下「本事業」という。）で対象とする施設は以下の（1）及び（2）とする（以下、総称して「本施設等」という。）。また、付帯事業のうち自主運営事業の対象には、本施設等以外に MTB パーク（OGAWARA MTB S-PARK）、ドッグラン等のおおがわら千本桜スポーツパークの既供用施設を含む。

なお、特記なく「本施設」という場合、令和8年3月までを目途に本町が造成とあわせて先行整備する予定の、調整池、道路及び園路の一部及び地下通路（ボックスカルバート）（以下「町整備施設」という。）を含むものとする。また、町整備施設のうち道路の舗装及び路面表示等は令和8年度内にわたる可能性があるが、本施設の整備には影響しない。

（1）賑わい交流拠点施設（本施設）

- ア 公園
- イ スポーツ施設
- ウ 管理棟
- エ その他屋外建築物
- オ 民間収益施設（付帯事業）

（2）パークゴルフ場

表 1-1 本施設等の構成

区分		大項目		中項目	主な機能・諸室等	
本施設等	本施設	賑わい交流拠点施設	公園	広場等	多目的広場、芝生広場、イベント広場等	
				駐車場	普通車駐車場、大型車駐車場	
				調整池	調整池（雨水貯留時以外は自転車広場等、子どもの遊び場として活用）	
				その他	デイキャンプ場等	
			スポーツ施設	多目的スポーツ広場	フットサルコート、テニスコート、バスケットボールコート等	
				アーバンスポーツ広場	スケートボードパーク、各種アーバンスポーツ施設等	
			管理棟		管理事務所、レンタサイクル管理室、多目的ホール（桜の伝承施設機能を含む）、シャワールーム、カフェスペース等（屋内トイレを含む）、トイレ棟、防災備蓄倉庫等	
			その他屋外建築物		屋外トイレ、四阿、屋外倉庫等	
			民間収益施設（付帯事業）		管理棟内（必須）	飲食・物販・サービス提供等（事業者の提案による）
			パークゴルフ場			

3. 公共施設等の管理者等の名称

大河原町長 齋 清志

4. 本事業の目的

大河原町（以下「本町」という。）では、宮城県仙南地域の重要な観光資源である一目千本桜（白石川河川敷桜堤）を活かした地域づくりを行うため、白石川右岸河川敷の整備・利活用について検討を進めてきた。平成 29 年度からは、宮城県とのコラボ事業として取組を開始し、令和 2 年度には年間を通じたイベントの開催やスポーツを中心とした賑わい空間の創出、町民の健康増進につながるような新たな景観観光スポットとして、子供から高齢者まで幅広い世代が楽しめる多目的な空間を整備することを目的に「白石川右岸河川敷等整備事業基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定した。

令和4年度には白石川右岸河川敷（約11.9ha）を「おおがわら千本桜スポーツパーク（以下「本パーク」という。）」として都市公園に位置づけ、マウンテンバイクコースや芝生広場、パークゴルフ場などを整備し、さらに、本パークを活用した「心身と社会が健康で幸福な状態が継続する」Well-beingなまちづくりに資する機能拡充を進めるとともに、「一目千本桜」の情報発信や伝承を行うための空間形成として、本パーク内に「賑わい交流拠点施設」を整備するため、「賑わい交流拠点施設整備基本設計（以下「基本設計」という。）」を策定した。

本町は、上記に示す本事業の目的を達成するため、本施設の整備及び本施設等の運営に当たり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、民間の経営能力等の活用を図り、効率的かつ効果的な事業実施を図るものである。

5. 本施設等の基本コンセプト、本施設の整備及び本施設等の運営における基本方針等

本施設等の基本コンセプト、本施設の整備及び本施設等の運営における基本方針等は以下のとおりである。

「千本桜を千年先へ～桜が繋ぐ交流とスポーツの賑わいテラス～」

表 1-2 本施設の整備及び本施設等の運営における方針

基本方針	整備・運営における方針
新たな桜の拠点として施設整備を行います	・地域シンボルである桜を楽しみ、その魅力を町内外に向けてさらに発信する空間を整備します。
地域住民をはじめ、スポーツや観光を楽しむ人たちが集まる、賑わいの交流拠点として施設整備を行います	・様々な人たちが集えるオープンな交流スペースを確保します。 ・気軽に足を運びやすいよう、アクセス性を高めます。 ・サイクリングをはじめ、スポーツを楽しむ人たちのサポート空間を整備します。 ・蔵王連峰や白石川の景観を楽しめる休憩スポットを整備します。
スポーツを活用したWell-beingなまちづくりを実現します	・スポーツ意識の普及、体を動かす活動・スポーツに触れられる機会を増やしていきます。 ・各種スポーツ事業を展開することにより、賑わいや健康づくりを進めていきます。
防災拠点として安全、安心な拠点づくりを行います	・周辺地域の一時避難場所としての機能を確保します。

6. 本事業の概要

(1) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設等の管理者等である本町が、事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が本施設の設計及び建設等の業務を行い、本町に所有権を移転した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間が終了するまでの間、本施設等の維持管理及び運営業務を遂行する方式（BT0 : Build Transfer Operate）により実施する。

なお、付帯事業に関しては、本町と事業者は付帯事業の実施に係る基本協定書を締結するものとする。

また、本施設等の維持管理及び運営業務にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者制度を適用する。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 25 年 3 月末日までとする。

(3) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、本施設等から速やかに退去すること。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本町が本施設等について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約 2 年前から本施設等の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本町に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

ただし、経済合理性を考慮し、事業終了後の本施設等の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。

7. 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

(1) 設計業務

設計業務は、本施設（町整備施設を除く）を対象とする。

ア 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査等）

イ 設計業務

ウ 本事業に係る各種申請等の業務

エ 交付金申請補助業務

オ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 建設・工事監理業務

建設・工事監理業務は、本施設（町整備施設を除く）を対象とする。

- ア 建設業務
- イ 什器・備品・遊具等の調達及び設置業務
- ウ 工事監理業務
- エ 近隣対応業務
- オ 施設引き渡しに係る業務
- カ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 維持管理業務

維持管理業務は、本施設等を対象とする。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 什器・備品・遊具等保守管理業務
- エ 公園・外構等維持管理業務
- オ 環境衛生・清掃業務
- カ 警備保安業務
- キ 修繕業務（※）
- ク パークゴルフ場の維持管理業務
- ケ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、本町が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

(4) 運営業務

運営業務は、本施設等を対象とする。

- ア 統括管理業務
- イ 開園準備業務
- ウ 施設管理運営業務
- エ 料金徴収業務
- オ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

8. 付帯事業について

事業者は、本施設等に係る事業の実施に資する事業で、本施設等の用途及び目的を妨げない範囲において、本施設等の一部を有効活用し、地域活性化及び利用者の利便性の向上に寄与する機能を有する付帯事業を独立採算で行うものとする。

付帯事業は、本施設内の一部に事業者が什器・備品等を整備した上で実施する民間収益施設と、原則として施設整備を伴わずに本施設等の一部を活用して実施する自主運営事業とに大別する。

なお、本施設等の事業予定地の法的規制条件や目的とする公共事業の趣旨との適合性の観点から実施可能な範囲について制限がある場合があるため、付帯事業についての提案は、事前に（事業提案書の提出前に行う個別対話において）提案内容について本町と協議のうえ、同意を得るものとする。

詳細については、「要求水準書 第6章 付帯事業」を参照すること。

9. 施設の利用形態の考え方

本施設等の利用形態は、個人利用、一般団体等による専用利用、事業者の提案による各種教室、事業者が主催する各種大会等が想定されるが、本町が主催又は共催する大会・イベント・催事等による利用を除き、詳細な利用形態は事業者の提案に委ねる。

なお、本施設等において、本町が主催又は共催する大会・イベント・催事等が予定される場合、その都度、本町は事業者と協議のうえ日程調整を行う。

10. 事業者の収入等

(1) 本町からのサービス対価

本町からのサービス対価は、次のとおりとする。

ア 設計・建設・工事監理業務の対価

本町は、本施設（町整備施設を除く）の設計業務、建設・工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより、事業者に対して設計業務に係るサービス対価は完了払とし、建設・工事監理業務に係るサービス対価は出来高年度払及び完了払により出来高に応じて支払う。

イ 維持管理・運営業務の対価

維持管理及び運営業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより、事業者に対し、本施設については施設引渡し後から、パークゴルフ場についてはパークゴルフ場の運営開始後から、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

(2) 利用者から得る収入

事業者は、利用者の公の施設の利用に係る料金（以下「使用料」という。）の徴収業務（料金徴収代行）を行う。事業者は、収納した使用料を、本町が指定する金融機関等に払い込まなければならない。事業者は、使用料の徴収額を本町に提出する業務報告書（月次・年間）において報告すること。なお、報告内容には、徴収額の内訳（利用者数、減免利用者数等）を含むこと。

また、本施設等において実施する付帯事業に係る売上は、事業者の収入とすることができる。

(3) 収入の還元

事業者は、付帯事業から得る収入が提案時の想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、その利益の一部相当を事業者の提案による方法により、本町あるいは町民に還元するものとする。なお、還元方法は、還元割合相当分のキャッシュバックや、町民無料参加の地域交流イベントの開催等、多様な提案を期待する。

11. 使用料等の負担

本町は、事業者から本事業の業務の実施に係る建物及び土地の使用料は徴収しないものとする。

ただし、付帯事業の実施に係る建物及び土地における使用料等は徴収するものとし、大河原町都市公園条例（平成7年条例第5号）及び大河原町都市公園条例施行規則（平成7年規則第17号）に基づいて設定する。なお、自主運営事業に係る使用料は無償とする。

12. 光熱水費の負担

維持管理及び運營業務の実施に係る光熱水費は、サービス対価とは別に、本町が負担する。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。事業者は、光熱水費の削減方策を応募時の事業提案書にて提案するものとし、当該提案内容を履行すること。

13. 減免措置

減免の対象となる利用者及び目的については、本町にて指定するものとする。

14. 費用負担に関する基本的な考え方

本施設等における施設整備費、維持管理・運営費に係るサービス対価、独立採算型事業による運営収入及び使用料の対象は、表1-3のとおりとする。ここで、表1-3はあくまで一例であり、これよりもさらなるサービス対価の低減を図ることができる提案は可能

である。本町では、民間活力を活用し、最小の町民負担で最大の効果を上げることが期待している。

表 1-3 本事業におけるサービス対価・運営収入の対象

施設区分	施設整備	維持管理	運営	光熱水費	運営収入 (事業者が利用者から徴収)	建物及び土地の使用料 (事業者から本町への支払い)
本施設	○	○	○	—	なし (徴収代行のみ)	なし
パークゴルフ場	—	○	○	—	なし (徴収代行のみ)	なし
民間収益施設（付帯事業）	■	●	●	●	あり (付帯事業に係る売上)	有償
自主運営事業（付帯事業）	—	●	●	●	あり (付帯事業に係る売上)	無償※1

○…サービス対価に含まれるもの

●…独立採算事業として、運営収入により賄うもの（事業者負担）

■…内装（空調設備、電気設備、簡易な調理設備（流し、IH 調理器を想定）を含む）はサービス対価に含み、いす・テーブル・インテリア等の什器・備品、消耗品及び厨房設備（厨房熱機器（ガステーブル・フライヤー等）、ベーカリー機器、衛生消毒機器、業務用冷蔵庫等を想定）等は、事業者負担とするもの

—…対象外

※1：自主運営事業のうち、自動販売機の設置、キッチンカー等の一時的な店舗については有償

15. 事業スケジュール（予定）

事業スケジュール（予定）は以下のとおりである。

表 1-4 事業スケジュール（予定）

事業契約成立日	令和 8 年 3 月頃
事業期間	基本契約締結日～令和 25 年 3 月末日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和 10 年 1 月末日
施設引渡し予定日	令和 10 年 1 月末日
開園準備期間	事業者の提案による（各施設の運營業務開始日前日まで）
運営開始日	パークゴルフ場：令和 9 年 4 月 1 日 本施設：令和 10 年 4 月 1 日
維持管理業務期間	パークゴルフ場：令和 9 年 4 月 1 日～令和 25 年 3 月末日 本施設：施設引渡し予定日 ～ 令和 25 年 3 月末日
運營業務期間	パークゴルフ場：令和 9 年 4 月 1 日～令和 25 年 3 月末日 本施設：令和 10 年 4 月 1 日～令和 25 年 3 月末日 ※ただし、運營業務のうち統括管理業務の開始日は、事業契約締結日とする。

16. 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

第2節 特定事業の選定及び公表に関する事項

1. 基本的考え方

本町は、PFI 法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成 12 年総理府告示第 11 号、平成 30 年一部改正)、VFM(Value for Money)に関するガイドライン(令和 5 年 6 月 2 日改正)を踏まえ、本事業を PFI 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本町の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

2. 評価方法

本町の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整した上で、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本町が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

3. 選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、本町ホームページにおいて公告その他の手続きをもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

第1節 募集及び選定方法

本事業では、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定は、サービス対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力及び運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

第2節 募集及び選定の手順

1. 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和7年1月10日	実施方針（案）等の公表
令和7年2月12日	実施方針（案）等に関する事業者説明会及び現地見学会の開催
令和7年2月17日	実施方針（案）等に関する質問及び意見、個別対話受付締切
令和7年2月27、28日	実施方針（案）等に関する個別対話の実施
令和7年3月中旬	実施方針（案）等に関する質問及び意見への回答、個別対話結果の公表
令和7年3月下旬	実施方針等の公表、特定事業の選定及び公表
令和7年4月下旬	募集要項等の公表
令和7年5月下旬	募集要項等に関する事業者説明会の開催
令和7年6月上旬	募集要項等に関する第1回質問受付締切
	募集要項等に関する第1回個別対話受付締切
令和7年6月中旬	募集要項等に関する第1回個別対話の実施
令和7年6月下旬	募集要項等に関する第1回質問・回答及び個別対話結果の公表
令和7年7月中旬	参加表明書及び資格審査書類の受付締切
令和7年8月中旬	募集要項等に関する第2回質問受付締切
	募集要項等に関する第2回個別対話受付締切
令和7年8月下旬	募集要項等に関する第2回個別対話の実施
令和7年9月中旬	募集要項等に関する第2回質問・回答及び個別対話結果の公表
令和7年10月上旬	提案審査に係る書類の受付締切
令和7年11月中旬	事業者のプレゼンテーション及びヒアリング
令和8年1月中旬	優先交渉権者の決定及び公表

日 程	内 容
令和 8 年 2 月上旬	基本協定の締結
令和 8 年 2 月中旬	仮事業契約
令和 8 年 3 月中旬	本契約の締結（町議会の議決）

2. 事業者の募集手続等

(1) 実施方針（案）等の公表

令和 7 年 1 月 10 日（金）に、実施方針（案）及び要求水準書（案）を本町ホームページ上で公表する。

なお、これにあわせて要求水準書（案）の特定資料の交付（貸出）を、以下のとおり行う。交付（貸出）を希望するものは、事前に第 8 章 第 5 節 に記載の問合せ先に連絡すること。

ア 貸出期間：令和 7 年 1 月 10 日（金）～令和 7 年 9 月中旬頃（閉庁日を除く、9 時から正午まで及び 13 時から 17 時まで）

イ 貸出場所：第 8 章 第 5 節 に記載の問合せ先

ウ 資料貸出：CD にて交付（貸出）する。希望者は、「特定資料貸出申込書兼誓約書」（様式 4）を提出すること。

(2) 実施方針（案）等に関する事業者説明会及び現地見学会の開催

令和 7 年 2 月 12 日に事業者説明会および現地見学会を以下のとおり実施する。

なお、応募グループの組成を予定している複数社で出席することも可とする。

ア 実施日：事業者説明会 令和 7 年 2 月 12 日（水）13 時 30 分から 15 時
現地見学会 令和 7 年 2 月 12 日（水）15 時から 16 時

イ 実施場所：事業者説明会 大河原町駅前コミュニティセンター（オーガ 2F）
イベントホール
現地見学会 事業者説明会にて案内するものとする。

ウ 受付期間：令和 7 年 2 月 5 日（水）まで

エ 申込方法：「事業者説明会及び現地見学会申込書」（様式 1）に必要事項を記載の上、第 8 章 第 5 節 に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。

(3) 実施方針（案）等に関する質問及び意見の受付

実施方針（案）等に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間：令和7年1月10日（金）～2月17日（月）まで
- イ 申込方法：「実施方針等に関する質問及び意見書」（様式2）に必要事項を記載の上、第8章 第5節 に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。
- ウ 回答公表：提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、令和7年3月中旬までに本町ホームページにおいて公表する。

(4) 実施方針（案）等に関する個別対話の実施

公表した実施方針（案）及び要求水準書（案）の内容等について、事業者の意見を聴取し、必要に応じて実施方針、要求水準書、特定事業の選定及び募集要項等に反映することを目的として、本町と事業者との個別対話を実施する。

- ア 開催日時：令和7年2月27日（木）、2月28日（金）10時から17時
- イ 開催場所：大河原町駅前コミュニティセンター（オーガ2F）多目的ホール
- ウ 参加資格：本事業の応募者となることを予定している事業者とし、参加人数は5名以内とする。なお、応募グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合も参加人数は合計で5名以内とする。
- エ 申込方法：個別対話への参加を希望する事業者は、「個別対話参加申込書及び個別対話の議題」（様式3）に必要事項を記載の上、実施方針（案）等に関する質問への回答の日から令和7年2月17日（月）までに、第8章 第5節 に記載の問い合わせ先に、電子メールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、希望された日時を調整した後、参加申込のあった対話参加者全てに個別に連絡する。
- オ 実施内容：公表した実施方針（案）及び要求水準書（案）について、事業者の理解を促進するとともに、事業者の意見を聴取し、必要に応じて実施方針、要求水準書、特定事業の選定及び募集要項等に反映することを目的に、当該資料等の確認を予定している。
- カ 回答公表：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、令和7年3月中旬に本町ホームページにおいて公表する。

(5) 実施方針等の公表

事業者からの意見等を踏まえ、実施方針（案）及び要求水準書（案）の内容を見直し、変更した実施方針及び要求水準書を令和 7 年 3 月下旬頃に本町ホームページにおいて公表する。

(6) 特定事業の選定及び公表

実施方針（案）等に関する質問及び意見及び内容を見直した実施方針等を踏まえ、特定事業の選定を行った場合は、令和 7 年 3 月下旬に本町ホームページにおいて公表する。

(7) 募集要項等の公表及び募集要項等に関する事業者説明会の開催

本町は、特定事業の選定を踏まえ、令和 7 年 4 月下旬頃に募集要項等を本町ホームページにおいて公表するとともに、5 月下旬頃に事業者説明会を開催する。

(8) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：

第 1 回 募集要項等の公表の日から令和 7 年 6 月上旬頃まで

第 2 回 資格審査の結果通知の日から令和 7 年 8 月中旬頃まで

イ 申込方法：

第 8 章 第 5 節 に記載の問合せ先に、原則電子メールにより提出すること。

質問への回答の公表方法については、募集要項等において示す。

(9) 募集要項等に関する個別対話の実施

募集要項等に関する第 1 回個別対話を令和 7 年 6 月中旬頃、第 2 回個別対話を令和 7 年 8 月下旬頃に実施予定である。実施内容の詳細については、募集要項等において示す

(10) 参加表明書及び資格審査書類の受付

本事業への参加表明書及び資格審査書類を令和 7 年 7 月上旬頃に受け付ける。資格審査の結果は、応募者に通知する。

(11) 提案審査に係る書類の受付

資格審査通過者に対し、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書類を令和 7 年 10 月上旬までに提出するよう求める。

提案書類提出場所及び提案に必要な書類は、募集要項等において示す。

(12) 事業者のプレゼンテーション及びヒアリングの実施

令和7年11月中旬頃に、提案書類に関するプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。詳細については、該当者に通知する。

3. 優先交渉権者及び次点候補者の決定並びに審査結果の公表

本町は、審査委員会の審査結果を踏まえ、令和8年1月頃に優先交渉権者及び次点候補者を決定し、優先交渉権者及び次点候補者の代表企業に通知する。

審査の結果及び評価は、本町ホームページにおいて公表する。

4. 優先交渉権者を決定しない場合

本町は、事業者の募集、審査及び優先交渉権者の選定において、応募者がいない、あるいは、いずれの応募者も本町の財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

5. 本事業の実施に関する協定等

本町は、PFI法に定める手続に準じて本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。なお、詳細については募集要項等の公表時に示す。

(1) 基本協定

本町と優先交渉権者は、募集要項等及び提案書類に基づき、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。この基本協定の締結により、優先交渉権者を事業予定者とする。

(2) 事業契約

本町は、事業者との間で、基本協定の定めるところにより、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた仮事業契約（事業契約書、要求水準書及び事業者が提案した事業内容をその内容として含む。）を締結し、大河原町議会の議決を経たときに、本契約として成立する。事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施するものとする。

(3) 設置管理許可の付与

本施設等の一部を有効活用した付帯事業の実施に当たっては、実施企業に対し都市公園法に基づく設置管理許可を付与する。

第3節 応募者の備えるべき参加資格要件

1. 応募者の構成等

- ① 応募者は、複数の企業で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
応募グループは代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、必要に応じて、代表企業及び構成企業の出資により、本事業を実施する SPC を設立することができる。なお、代表企業は、応募グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- ③ 応募グループの代表企業として、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。
- ④ SPC を設立する場合、SPC から直接受託し又は請負って業務を実施する企業のうち、SPC に出資しない企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として応募グループに位置付けるものとする。
- ⑤ 応募者は、参加表明書において、担当業務及び代表企業、構成企業及び協力企業の別を明記すること。
- ⑥ SPC（SPC を設立しない場合は代表企業）は、原則として、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に維持管理・運営業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。
- ⑦ SPC を設立する場合、代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑧ 本町内に本社・支社・支店を置く企業が応募グループ又は応募グループから直接業務を受託する下請け企業として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待する。

2. 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、大河原町競争入札参加資格を有しており、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者は、以下に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

(1) 建築物の設計業務を行う者

建築物の設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。

- ① 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ② 平成 22 年 4 月 1 日から参加資格要件の確認基準日までの間に、国、地方公共団体等が発注した公共施設の基本設計業務及び実施設計業務（建築基準法による新築又は改築）を完了した実績を有していること。なお、共同企業体における実績にあつては代表者の場合のみ実績として認める。

(2) 公園の設計業務を行う者

公園の設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す①の要件については、全ての企業が満たし、②の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- ① 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく建設コンサルタント登録（造園部門）を行っている者であること。
- ② 平成 22 年 4 月 1 日から参加資格要件の確認基準日までの間に都市公園（街区公園を除く。）の工事（新設及び全面改修のみ）に係る実施設計業務を完了した実績を有していること。なお、共同企業体における実績にあつては代表者の場合のみ実績として認める。

(3) 建築物の建設業務を行う者

建設業務を実施する者は、以下の要件を満たすこと。

建築物の建設業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す①の要件については、全ての企業が満たし、②及び③の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、同法別表第一に定める建設工事につき特定建設業の許可を有していること。
- ② ①で定める必要な建設業の許可に係る経営事項審査の総合評定値（P）が 850 点以上であること。
- ③ 平成 22 年 4 月 1 日から参加資格要件の確認基準日までの間に、国、地方公共団体等が発注した公共施設の建築一式工事を元請（共同企業体にあつては代表者に限る）で施工した実績（建築基準法による新築又は改築）を有していること。

(4) 公園の建設業務を行う者

公園の建設業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す①の要件については、全ての企業が満たし、②及び③の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事

の特定建設業の許可を有していること。

- ② ①で定める必要な建設業の許可に係る経営事項審査の総合評定値（P）が 850 点以上であること。
- ③ 平成 22 年 4 月 1 日から参加資格要件の確認基準日までの間に、国又は地方公共団体等が発注した都市公園の工事（新設及び全面改修のみ）を元請（共同企業体にあつては代表者に限る）で施工した実績（竣工したものに限る）を有していること。

(5) 建築物の監理業務を行う者

建築物の工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す①及び②の要件については、全ての企業が満たし、②の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- ① 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ② 平成 22 年 4 月 1 日から参加資格要件の確認基準日までの間に、国又は地方公共団体等が発注した公共施設の工事監理実績（建築基準法による新築又は改築）を有していること。なお、共同企業体における実績にあつては代表者の場合のみ実績として認める。

(6) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を実施する者は、以下の要件を満たさなければならない。

- ① 平成 22 年 4 月 1 日から参加資格要件の確認基準日までの間に、スポーツ施設の 2 年以上の維持管理業務の実績を有していること。

(7) 運営業務を行う者

運営業務を実施する者は、以下の要件を満たさなければならない。

- ① 平成 22 年 4 月 1 日から参加資格要件の確認基準日までの間に、スポーツ施設の 2 年以上の運営業務の実績を有していること。

3. 応募者及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがされている者。

- ③ 本町から大河原町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年告示第 80 号）に基づく入札参加除外措置を現に受けている者。
- ④ 本町から大河原町建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（平成 27 年訓令第 7 号）に基づく指名停止措置を現に受けている者。
- ⑤ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）又は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に従い、監理技術者、主任技術者又は建築士を適正に配置できない者。
- ⑥ 次に掲げる本事業に係るアドバイザー業務に関与している者及びそれらの関係会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条に規定する親会社と子会社の関係にある者、親会社を同じくする子会社同士にある者、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている者をいう。）の者。なお、本事業の業務に係わっている者は以下のとおりである。
 - ・株式会社 建設技術研究所
 - ・竹澤建築設計工房
 - ・シリウス総合法律事務所
 - ・永井公認会計士事務所
- ⑦ 第 2 章第 5 節に記載の審査委員会の委員及びその親族（2 親等内の血族及び姻族に限る。）が主宰、役員、顧問及び所属をしている営利団体の者。また、委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に所属する者が主宰、役員、顧問及び所属をしている営利団体の者。
- ⑧ 応募時及び契約締結日までに、会社法（平成 17 年法律第 86 条）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てをなされていない者であること。破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条による破産の申立てをなされている者。
- ⑨ 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。また、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料等を滞納している者。
- ⑩ 応募者のいずれかで、他の応募者として参加している者。また、応募者のいずれかで、他の応募者と資本面又は人事面において関連がある者。

4. SPC の設立等

優先交渉権者は、本事業の事業者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を本町内に設立することができる。この場合、SPC の設立は仮事業契約締結時までに行うこと。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本町の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

5. 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、優先交渉権者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、応募者が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないことがある。

6. 応募者の変更

参加表明書の提出後は、応募者の構成を変更又は追加することを原則として認めないものとする。ただし、優先交渉権者決定の日までの間に、やむを得ない事情により応募者の構成を変更又は追加する必要がある場合、本町が承諾した場合に限り、これを認めるが、この場合であっても代表企業の変更は認めないものとする。

第4節 提案書類の取扱い

1. 著作権

事業提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本町は事業提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本町が事業者選定過程等を説明する以外の目的には応募者に無断で使用しないものとする。なお、提案書類は返却しない。

2. 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

第5節 審査及び選定に関する事項

1. 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。提案審査では、性能、提案価格の審査を行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	応募者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運営業務の提案に関する審査

	応募者独自の提案に関する審査 民間収益施設（付帯事業）に関する審査 本施設等の利用促進策に関する提案 提案価格に関する審査
--	--

2. 審査委員会の設置

事業者の選定に当たり、本町に学識経験者等で構成する「おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業事業者選定等審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、優先交渉権者選定基準や募集要項等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、応募者から提出された提案の審査を行う。

審査委員会の委員は、次のとおりである。

（敬称略）

氏 名	所属・役職
藤田 秀明	副町長
菊地 仁美	総務課 課長
吉野 卓朗	政策企画課 課長
小原 元紀	地域整備課 課長
菅野 敏洋	商工観光課 課長
前元 一也	スポーツまちづくり推進課 課長
三部 佳英	元宮城県建築住宅センター理事長
櫻井 一弥	東北学院大学工学部環境建設工学科 教授

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

第1節 責任分担に関する基本的な考え方

本町と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

第2節 予想されるリスクと責任分担

本町と事業者のリスク分担の考え方は、資料1に示す「リスク分担表」のとおりである。具体的内容については、事業者からの意見を踏まえた上で、募集要項等のなかで改めて提示する。

第3節 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本町及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本町と事業者が分担して負担することとし、その負担方法については事業契約を前提とし、詳細については募集要項等の公表時に示す。

なお、本町及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

第4節 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

1. 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書において示す。

2. モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本町でモニタリングを行う。

3. モニタリングの時期

本町が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理及び運営時並びに付帯事業の各段階において随時実施する。

本町のモニタリングに当たっては、説明や対応協議等を行うための場として、本町と事業者は、定期的に会議を行なうものとする。

4. モニタリングの方法

モニタリングは、本町が提示した方法に従って本町が実施する。事業者は、本町からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

5. モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本町から事業者に対して支払われるサービス対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービス対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

第1節 立地に関する事項

事業予定地の立地条件は、次のとおりである。

(1) 本施設

所在地	宮城県柴田郡大河原町字新川前地内 外
敷地面積	56,689.93 m ² （本施設の敷地）
地域地区等	区域区分：仙南広域都市計画区域（用途地域無指定地域） 建蔽率：70% 容積率：200% 防火地域等：指定なし（町内全域建築基準法第22条地域） 特別工業地区：指定なし 地区計画：指定なし 高度利用地区：指定なし 風致地区：指定なし 伝統的建造物群保存地区：指定なし 景観計画区域：大河原町・柴田町中心部地区
接道道路	6-17 上大谷線（幅員 7.5m（有効幅員 5.5m）） 8-531 上大谷鉄道側線（幅員 5.0m（有効幅員 4.0m））
インフラ	水道
農業振興地域の指定	指定なし
備考	本町にて、令和8年3月までを目途に造成を実施予定である。なお造成の一部（町整備施設である道路の舗装・路面表示等）は令和8年度内にわたる可能性があるが、本施設の整備には影響しない。（資料4参照）

(2) パークゴルフ場（愛称：東北環境整備パークゴルフおおがわら）

所在地	宮城県柴田郡大河原町大谷字中川原 43 番地（おおがわら千本桜スポーツパーク内）
敷地面積	パークゴルフ場 27,205 m ² （コース面積 23,403 m ² ） パークゴルフ場隣接河川側堤防法面 11,000 m ²
整備年	令和4年度に整備工事完了
施設	コース 白鳥コース 9ホール パー33 距離 415m 梅コース 9ホール パー33 距離 427m 桜コース 9ホール パー33 距離 427m 蔵王コース 9ホール パー33 距離 410m
	芝の種類 グリーン：高麗芝（張芝） フェアウェイ：野芝（張芝）

		ラフ：ケンタッキーブルーグラス・トールフェスク・ベレニアルライグラスの3種混合（種子吹付）
	主な建物等	管理棟 26.48 m ² 、休憩所 10.91 m ² ・9.91 m ² 、 車庫 43.71 m ² 、トイレ3ヶ所（うち仮設2ヶ所）
	その他	駐車場

第2節 施設要件

本施設等の構成及び、本施設等において事業者が提供すべきサービスの項目と達成水準は、要求水準書において示す。

第5章 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合、本町と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

第1節 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、本町又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

第2節 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

1. 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本町は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、本町は、事業契約を解除することができる。
2. 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本町は、事業契約を解除することができる。
3. 前2号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、本町は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

第3節 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

1. 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
2. 前号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は本町に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

第4節 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

1. 不可抗力その他本町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本町及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
2. 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本町又は事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
3. 前号の規定により本町又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約の定めるところに従うものとする。
4. 不可抗力の定義については、募集要項等公表時に示す。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

第1節 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

第2節 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

第3節 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本町は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

本町は、国及び県から交付金の交付を受けることを想定しているが、事業者に対する出資等の支援は行わない。なお、事業者は、本町が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

第8章 その他特定事業の実施に関する必要な事項

第1節 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

第2節 議会の議決

本町は、債務負担行為の設定に関する議案を令和7年3月定例会議に、また、事業契約の締結に関する議案を令和8年3月定例会議に提出する予定である。

第3節 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

第4節 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本町ホームページにおいて公表する。

第5節 本事業に関する問合せ先

本事業に関する問合せ先は、次のとおりとする。

大河原町 地域整備課

所在地：〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 19 番地

電話：0224-53-2445

FAX：0224-53-3818

E-mail：toshikei@town.ogawara.miyagi.jp

大河原町ホームページアドレス：<https://www.town.ogawara.miyagi.jp/>